

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の 裁決について	令和5年7月13日 長 官 官 房

公安委員会	高速道路における車種別の最高速度の	令和5年7月13日
説明資料No. 2	在り方に関する有識者検討会について	交通 局

1 概要等

(1) 概要

高速道路における大型貨物自動車等の速度規制に関し、交通事故の発生状況や車両の安全に係る新技術の状況等を踏まえ、その在り方について検討するもの

※ 参考：我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議（令和5年6月2日）
「物流革新に向けた政策パッケージ」

○ 高速道路のトラック速度規制の引き上げ（警察庁、国土交通省）

現在、80キロメートル毎時とされている高速自動車国道上の大型貨物自動車等の最高速度について、交通事故の発生状況のほか、車両の安全に係る新技術の普及状況などを確認した上で、引き上げる方向で調整する。

(2) 構成員（敬称略）

○ 学識経験者

- ・ 大口敬 東京大学教授
- ・ 関根太郎 日本大学教授
- ・ 中野公彦 東京大学教授
- ・ 中村英樹 名古屋大学大学院教授

○ 業界関係者等

- ・ 伊豆原孝 日本損害保険協会（常務理事）
- ・ 工藤修二 全日本トラック協会（副会長）
- ・ 小菅英恵 交通事故総合分析センター（主任研究員）
- ・ 林則光 日本自動車工業会（大型車部会部会長）

○ 行政関係者

国土交通省総合政策局、国土交通省道路局、国土交通省自動車局、警察庁交通局

2 今後の予定

7月26日に第一回検討会を開催。4～5回程度開催し、論点整理の上、年内を目途に提言を取りまとめる予定。

公安委員会 説明資料No. 3	令和4年中の特定秘密の指定及びその解除並びに保護措置並びに適性評価の実施の状況等について	令和5年7月13日 警備局長 官官房
----------------------------------	---	-------------------------------------

1 概要

警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則（平成26年国家公安委員会規則第12号）に基づき、警察庁における特定秘密の指定及び解除の状況等について報告するもの。

2 特定秘密の指定及びその解除の状況について

(1) 指定

警察庁においては、令和4年中に4件の特定秘密を指定した（令和4年末現在の特定秘密は計49件）。

- 部隊の戦術・運用関係 1件
- 特定有害活動関係 1件
- テロリズム関係 1件
- 外国の政府等との協力関係 1件

※ 令和4年末現在の特定秘密文書等の保有件数
43,207件（都道府県警察保有分を含む。）

(2) 指定の解除

警察庁においては、令和4年中に特定秘密の指定の解除はなかった。

3 特定秘密の保護措置の実施の状況について

(1) 概要

警察庁及び都道府県警察においては、主に以下のような特定秘密の保護措置を実施している。

- 職員に対する特定秘密の保護に関する教育の実施
- 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
- 特定秘密文書等の作成、運搬、保管等の取扱いの方法の制限

(2) 保護の状況に関する検査

警察庁及び都道府県警察における特定秘密の保護の状況について検査を実施したところ、以上の保護措置が適切に講じられており、指摘すべき事項はなかった。

4 適性評価の実施の状況について

警察庁及び都道府県警察においては、令和4年中に適性評価を1,050件（うち警察庁214件、都道府県警察836件）実施した。

5 その他

令和4年中、内閣府独立公文書管理監（内閣府情報保全監察室）による特定秘密の指定・延長、特定秘密文書ファイル等の保存状況について検証監察が実施されたところ、いずれも法令に基づき適正に行われていると認められた。